

京都大学	博士 (法 学)	氏名	近 藤 圭 介
論文題目	欧州統合の法理学－英国分析法理学における法体系論の現代的展開－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、欧州統合に伴って新しく登場した法現象、すなわち、EU構成国の各国法とEU法との衝突という事態に直面して、法哲学における伝統的な法体系論はどのようにそれを説明し、対処するべきであるのかという問題を、ジョン・オースティンからH. L. A. ハート、ジョセフ・ラズをへて現在に至るイギリス分析法理学の伝統を通じ蓄積された知見、とりわけニール・マコーミックの「法多元論」を参考にしながら、検討しようとするものである。</p> <p>第1章「法体系をめぐる問い」ではまず、本論文の問題の所在が確認される。法体系の上位に法体系は存在しないということがオースティンによる法体系の定義の本質的要素である。にもかかわらず、欧州統合という現象は、この定義に反するかのような事態、すなわち、一方で、EU司法裁判所は、EU法が各国の上位にあると主張し、他方で、各国裁判所は自国法がEU法の上位にあると主張する、そのような現実を惹起させている。このような現象を法体系論は、どのように記述・説明するのか、これが本論文の課題であるとされる。</p> <p>ついで、ラズの見解を発展させて著者は、法体系論の主要論点を、特定の法体系が存在すると言うことを可能にする要件は何かという問いにかかわる「存在の問題」と、個々の法規範が特定の法体系に属すると言うことを可能にする要素は何かという問いにかかわる「同一性の問題」とに大きく二分する。存在の問題に付随する問題として、「自立性の問題」と「競合の問題」が挙げられる。「同一性の問題」とは、要するにハートのいう「承認のルール」をめぐる諸問題であり、それは、「承認のルール」がどのようなものであるかにかかわる「源泉の問題」、承認のルールが一つか複数かにかかわる「単複の問題」、そして、承認の(諸)ルールは、個々の法規範を自らの法体系に属する規範とそうでない規範とを区別できるのか、それはどのようにしてか、ということにかかわる「識別の問題」とに三分される。</p> <p>第2章「欧州統合の法構造」では、欧州統合に伴うEU法と各国法の衝突状況が主要な判例を引いて説明されるとともに、EU法の実施が各国の諸機関を通じて実施される協力関係についても解説され、このような状況が法体系論に対して提起する諸問題が、上記の問題枠組になかに具体的に位置づけられる。</p> <p>第3章では、著者が第1章で示した問題枠組のなかに、オースティンからハートをへてラズに至る法体系論の見解が厳密に位置づけられる。</p> <p>第4章では、第3章で取り上げられた論者に共通する「国家中心主義」をこえる立場として、マコーミックの法多元論が好意的に紹介・検討される。それは、同一の領域において国家法と並存するが、しかし、国家とは異なる源泉か</p>			

ら生成する法現象をも法体系論の記述の射程に収めようと試みるものである。

本論文の著者は、ハートの内的視点の見方を手がかりに、ハートの見解に反しその複数性が可能だとするマコーミックの法多元論の見解について、第1章で著者が示した前述の枠組のなかで、詳細に検討している。たとえば、競合の問題に関して、マコーミックは、同一の領域のなかで複数の法体系が各々自立性を維持しながら共存することが可能であると主張していると解釈されている。このような見解は、たしかに、EU法体系と各国法体系との関係に適用した場合、両法体系が潜在的な対立をはらみつつも安定した状態で維持されているという現実を説明することができるが、著者は、基本的にはマコーミックの見解が現時点では最も有力で支持できるものとしつつも、両法体系間の調整原理として「国際法」を持ち出すマコーミックの見解に対しては、若干の疑問を提起している。

第5章では、マコーミック以降の新展開についての補論として、マコーミックと同じくEU法体系と各国法体系との関係に関心をもちつつ、新たな法体系論を模索する最新の法体系論が三つ取り上げられている。それらについて著者は、次のような理解を示している。

すなわち、ニコラス・バーバーの法体系論は、承認のルールの複数性という立場にたって、法多元論を構築し、そのなかで競合・調整問題を解決しようとしている。

サマンナ・ベッソンは、ドゥオーキンのインテグリティの考え方を法体系間の競合と調整の問題に応用しようとしている。

キース・カルヴァー＝マイケル・ジユディチェは、欧州統合に伴う法現象を「ネットワーク型の法現象」の一つとして位置づけている。そうした法現象は、具体的には、欧州諸国のさまざまな政策領域における法的な統合という目的が実効的に遂行されるために、一定の強度を備えて継続的に維持される、EU諸機関と構成諸国の諸機関の間の構造的な連結関係のなかで展開される相互参照のパターンが生み出す一つの包括的な法現象とみられることになる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、欧州統合に伴って現われた法現象、すなわちEU構成諸国法とEU法との衝突という事態に直面して、法哲学における伝統的な法体系論はどのようにそれを説明・記述するべきであるのかという問題を、イギリス分析法理学の伝統と関連づけて検討するものである。

法体系論の伝統的な見方は、H. L. A. ハートのいう「承認のルール」によって個別法規が当該法体系に帰属するか否かが判定され、一つの法体系の内部に他の法体系が「対等な」効力をもって存在することはない、という「一元論的」なものであった。上述のEU法現象を射程に入れるマコーミックの「法多元論」は、これに反し、EU法あるいは各構成諸国法の内部において、それぞれ各国法あるいはEU法が共存するというものである。

このような見方は、EU法と各国法が対立をはらみながらも、それぞれの司法・立法・法実施の諸機関を通じ協調しているEU法の現実の説明としては、十分に理解できるものではある。にもかかわらず、伝統的な一元論的法体系論からすれば、理解に苦しむ説明でもある。

本論文の著者は、どのような点で理論的不整合が起きるのかを詳細な論点整理に基づき、事細かに指摘する。とりわけ、マコーミックの法多元論のなかに、EU法と各国法の衝突において、「相互承認」という曖昧な説明を与えるだけで、両法体系を統べる上位の視点を設定しない「根源的な多元論」と、「国際法の下での多元論」という基本的に一元論的な見解との間での揺れを発見したことは、法哲学のこの問題領域における根本的問題を提示するものとして、きわめて高く評価することができる。

EU法現象をめぐる論争は、法理学的論争にみえて、実は、その参加者の多くは、対立の側面を強調して各国法の自立性を強調する陣営と、協調の側面を強調して共同体としてのEUの意義を強調する陣営とに二分されており、実定法学上の論争である。著者は、そのことを十分承知した上で、錯綜したEU実定法学上の論争から、純粹法理学上の含意を手際よく引き出しており、この面でも高く評価することができる。

ケルゼンやハート以降、法哲学における法体系論の研究が下火になった原因は、伝統的な法体系論が近代国民国家の法体系の後知恵的説明に留まり、実定法学上の含意はおろか、法哲学上の意義もほとんどないという通念が専門家の中で広まったことにある。このような風潮にあえて挑戦した著者の意欲もまた高く評価したい。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成23年2月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関する試問を行った結果、合格と認めた。